

令和3年(2021年)4月6日

一般社団法人 長野県産業環境保全協会長 様

長野県環境部長
長野市環境部長
松本市環境エネルギー一部長

建築物の解体等における石綿飛散防止対策の実施について

本県の環境行政の推進にあたり、日頃より格別の御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
令和3年4月1日から、改正大気汚染防止法等が施行され、石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました。

環境省は、この度の法改正に伴う石綿の飛散防止対策を円滑かつ的確に実施するために、下記のとおり「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月厚生労働省・環境省）」を取りまとめました。

つきましては、本マニュアル内容について御了知いただくとともに、貴会員への周知をお願いいたします。

記

- 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）

マニュアル掲載 URL : https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

長野県 環境部 水大気環境課
仙波道則(課長) 駒津裕亮(担当)
電 話 026-235-7177
ファクシミリ 026-235-7366
電子メール mizutaiki@pref.nagano.lg.jp

長野市 環境部 環境保全温暖化対策課
安塚譲治(課長) 高見澤勇太(担当)
電 話 026-224-8034
ファクシミリ 026-224-5108
電子メール kankyo@city.nagano.lg.jp

松本市 環境エネルギー部 環境保全課
栗田正和(課長) 両角昌幸(担当)
電 話 0263-34-3267
ファクシミリ 0263-34-3202
電子メール kankyo-k@city.matsumoto.lg.jp